

# 『堪忍記』 周辺考：和・漢堪忍説話の視角を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1997-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 花田, 富二夫 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1438">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1438</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 『堪忍記』 周辺考

——和・漢堪忍説話の視角を中心に——

花 田 富二夫

## 序

万治二年三月刊、浅井了意著『堪忍記』に関して、先に別稿を記した。<sup>(註上)</sup>だが、紙幅の関係上、十分に論述できなかった面があり、また、その後追記したい点も生じたので、本稿で再び採り上げることとする。別稿では、本書収載説話の中でこれまで指摘されなかった部分に関する原拠考察を中心に論述を試みた。その結果『堪忍記』は、我が国の先行説話文学や『蒙求』、『事文類聚』、『太平広記』等中国文学関係書籍から説話引用を成していた事などが判った。これらより、自明の事ながら、『堪忍記』は、その周辺に広く散在したのである。和・漢の堪忍説話の集成をねらったものであり、その点こそ本書の文学史的価値を見出すべきであると考えられる。

では、堪忍説話なるものが、どの程度和や漢に胚胎していたのか、管見のところ近世以前の説話研究においても、この〈堪忍〉という面からの考察は未だ備っていないようだ。しかし、〈忍〉のテーマによる説話は、仏書をはじめ古来より存していたものと思われる。本稿では、このような視点に基づき、近世堪忍説話集たる『堪忍記』を基点にして和・漢堪忍説話の一端について、若干の資料をもとに跡付けてみたいと思う。資料的にはまことに些少に過ぎるが、如上の問題に対する近世期からの問題提起でもある。『堪忍記』自体の直接的考察からはやや離れる面も有るが、稿の性質上、御寛恕

を願いたい。

(1) 『十訓抄』を中心に

まず、我が国説話文学の書物の中では、別稿原拠表示のように『十訓抄』の存在が注目される。その第八は「レ堪忍ニ干諸事ヲ」であり、十話の説話が記載されている。その内、第一話の行成・実方の故事、第七話の大和国の女の故事の二話が『堪忍記』と共通する。『十訓抄』第八は、まさに章題が示すようにレ堪忍ノの主題に沿って和・漢の説話を集成したものであり、『堪忍記』の構想と一致している。さらに、『十訓抄』には小序が存し、その主題を明確化している。

『堪忍記』も『明心宝鑑』等を用いて序言が冒頭に置かれた。次に『十訓抄』小序を一部引用してみよう。

或人云、諸の事を思ひ忍ばんはずぐれたる徳なるべし。人の心の中に、諸のあしき事をのみおもふ。是を不<sub>レ</sub>忍ばあさましかるべし。人の身の上にさまざまのくるしみあり。これを不<sub>レ</sub>忍ば世に立ちめぐるべからず。中にも年わかきともがらは飢を忍びて道を学び、寒さを忍びて君に仕へつつ、家をおこし身を立つるはかりごとをすべきなれば、なに事に付けても、かたがた物にたへ忍ぶべき也。大かたこの事をたもてるを、五つの徳ある人と云。五戒・十善など名付けて、よろづの罪を失ふ法とせり。…略…六度の中に忍辱波羅蜜とも称し、十地には堪忍地共号し…略…羅睺羅尊者は忍辱第一なり、此の故にや、唐には多くの直にて忍と云文字を書きて、守にしたる人有けり…

この第八小序は、涅槃経・法華経・新古今集・江談抄他を用いて構文していると言われ、思想的には仏教的思潮に基づく。しかし、当序文は、人世におけるレ堪忍ノという徳の重要性を述べつつ、人々の身持ちに関する一般的処世訓の体をなしているとも言える。そして、このレ堪忍<sub>ノ</sub>徳のもたらす立身齊家の観点こそ『堪忍記』序文の、

上は玉たれの内より。下は柴の戸ほそに。いたるまで。同じくおこなふ心さしあらば。をのづから天命にかなひ。人望

にそむかず。禍をばらひ。憂をのぞき。身おさまり。家ととのひ。国をたもち。天下たいらかならんこと。たなごころのうちにある。その百のおこなひの中に。心さしのゆくところ。忍の一字をとりて。これをあらはして。筆にしるす者也と云尔

と記された、治国平天下への流れのそれと繋がる同質のものである。

このように『堪忍記』は、すでに我が国先行説話文学の土壌を背景にしていると考えられる。さらに、『十訓抄』と『堪忍記』との共通説話は、第八以外にも、

七出三不去(第八の八)

良峯宗貞の出家(第六の八)

望夫石・松浦佐夜姫(第六の二十二)

楊震の四知(第六の三十二)

楚莊王の情け(第十の七十六)

などの数点が上げられ、 $\wedge$ 堪忍 $\vee$ のテーマによる説話収集の一致が見られる。

ただし、では『堪忍記』は『十訓抄』より直接に説話を採集したのかと言うと、必ずしもそうとは言えない。前ほどの、行成と実方との故事に関しては、説話の大枠は同一であるが、行成が「大納言」になされた点(『十訓抄』は「蔵人頭」、実方が「東国」につかわされた点(同「陸奥国の守」、実方が「入内雀」となって「米」をついばむ点(同「雀」「台盤」)などが相違している。了意の改変も想定できない訳ではないが、以上の主要な点において相違を見せている事は無視できないであろう。また、同じ説話を有する『源平盛衰記』巻七の当記述も『十訓抄』本文に近い。しかも、『十訓抄』が刊行され、本格的に流布するのは、元禄版以後であり、了意在世中は、写本による流通であった。このことを考え合わせると、さらに可能性が狭まる感もしなくはない。

だが、次の版本『女郎花物語』（万治四年刊）上の十二話などの例を見ると、『十訓抄』が確かに近世初期において、就中△堪忍√の主題に沿って、影響を及ぼしたであろうことを推量できるのである。<sup>(注3)</sup>『女郎花物語』当話は、かたのの少將のむすめ右近を例にして、女の心の持ちようを述べた後、

すべてよろつの事、堪忍し侍るにます事なし。仏の五戒十戒ととき給ひて、もろもろのつみをうしなふさまも、ひとへにただ忍ぶといふ事の、ひとつをもととし侍べし。六度のうちに忍辱はらみつあり、らごら尊者は忍辱第一といへり、もろこしの人も、百忍の箴といふことあらはし侍るも、人をして忍はしめむと也

とある。前に記した『十訓抄』小序の傍線部に着目すると、『女郎花物語』当部分との言辞の類似を見、版本『女郎花物語』も『十訓抄』の影響下にあった事を窺わせる。また、『女郎花物語』と『十訓抄』との間には同類説話も存する。一方、『女郎花物語』と『堪忍記』との共通説話は、

『堪忍記』卷六―二十一―四（昭陽人が事）―『女郎花物語』中三十七

同卷七―二十二―二（後妻をねたまず歌よみける事）―同中三十

の二話が存し、さらに直接一致はしないが、別稿で特筆した『今昔物語集』卷三十の十三（『堪忍記』卷八―二十四―四と同根）の典拠となった「むかし、もろこしに姚玉京といひし女」の話（『女郎花物語』上六）も登載されている。

これらより『十訓抄』は、写本とはいえ、近世初期にはかなり流通していたことが推定できる。版本『女郎花物語』の刊年は『堪忍記』より二年遅れるが、作品の成立は殆ど同年代といつて良い。『十訓抄』の△堪忍√というテーマ別主題による構想は、『女郎花物語』や『堪忍記』に影響を及ぼしたと言えるのであり、本書は『堪忍記』周辺に位置する有力な一本と言えよう。

(2) 『堪忍弁義抄』と『百忍図』

(イ) 説話内容

次に、漢に関しては、別稿に作者不詳の『堪忍弁義抄』(慶安四年刊)と、その本文に基本的な面で影響したと推される『百忍図』について記した。『百忍図』は了意仏書にその書名が見え、彼の読了した可能性を有したからである。ただし、この件に関しては、脱稿後国文学研究資料館和田恭幸氏より、了意は他の辞書文献より『百忍図』項目文章を引用した疑いがあるとの御教示を賜った。<sup>(注4)</sup> また、『堪忍弁義抄』と『百忍図』本文は完全に一致はせず、『堪忍弁義抄』は他の本文系に依ったことが考えられる。あるいは『堪忍弁義抄』作者が、『百忍図』の文章をもとに、同じように易経の言辭に擬え創案したものかとも考えられるが、新たな資料が出る可能性もあり、今、この考えは保留しておく。

『堪忍弁義抄』と『堪忍記』との関係では、ここでは引用を控えるが、小川武彦氏や坪内正紀氏も掲げたように、<sup>(注5)</sup>たとえば楚の莊王の故事のように極めて類似度の高い言辭で文章が構成されており、まるで同一人物の訳出かと思わせるほどである。よしんばそうでなくても、『堪忍記』が『堪忍弁義抄』よりこの項目を引用したことは、ほぼ認めて良いかと思われる。

管見『百忍図』本文は、宋王応麟の類書『玉海』に依ったが、内閣文庫に所蔵する明万曆版(柱に「万曆丁亥」一十五年とある)は、元版明嘉靖修本(林氏藏書)印)を2文字修訂している。<sup>(注6)</sup> 今、述べたように、本書は、直接了意と関係しない可能性が生じてきたが、その本文は『堪忍弁義抄』に影響したと思われる、また堪忍の行為を成した多くの歴史的人物が採り上げられており、典型的な中国堪忍例を把握することができる。その意味でやはり『堪忍記』周辺に位置する着目すべき中国文献と思われる。

それらの人物名は主に原文20行目辺りから記載されている。では、どのような人物達が採り上げられているのであろうか、別稿では冒頭第一段1行目から10行目までの本文のみを記したが、以下に、原文20行目から文末までを、訓点を私に付して掲げておく(訓点は後述『考註百忍図』を参考にした)。

白圭之治<sup>ル</sup>生<sup>ヲ</sup>。以薄<sup>シ</sup>飲<sup>ム</sup>食<sup>ヲ</sup>。忍<sup>シ</sup>嗜<sup>ム</sup>欲<sup>ヲ</sup>。節<sup>ス</sup>衣服<sup>ヲ</sup>。仁者<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>言<sup>ヲ</sup>也。詗<sup>フ</sup>忍<sup>也</sup>。言<sup>可</sup>レ不<sup>ル</sup>忍<sup>乎</sup>。動<sup>シ</sup>心<sup>ヲ</sup>忍<sup>ヒ</sup>性<sup>ヲ</sup>。増<sup>シ</sup>益<sup>ス</sup>所<sup>ヲ</sup>不<sup>能</sup>。性<sup>可</sup>レ不<sup>ル</sup>忍<sup>乎</sup>。姜里陳蔡。忍<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>忍<sup>之</sup>患<sup>難</sup>。簞瓢糲袍。忍<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>忍<sup>之</sup>困<sup>窮</sup>。其<sup>ノ</sup>守<sup>節</sup>也。忍<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>忍<sup>之</sup>盜<sup>泉</sup>。其<sup>ノ</sup>篤<sup>字</sup>也。忍<sup>ニ</sup>寒<sup>於</sup>映<sup>雪</sup>。忍<sup>ニ</sup>痛<sup>於</sup>焯<sup>掌</sup>。險阻艱難。晉侯忍<sup>以</sup>定<sup>レ</sup>霸<sup>ヲ</sup>。臥薪嘗<sup>レ</sup>膽。越子忍<sup>以</sup>復<sup>レ</sup>讐<sup>ヲ</sup>。子房忍<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>履<sup>ヲ</sup>。淮陰忍<sup>レ</sup>股<sup>下</sup>。而為<sup>ニ</sup>人<sup>傑</sup>。丙吉忍<sup>レ</sup>汗<sup>汗</sup>茵<sup>ヲ</sup>。師德忍<sup>レ</sup>睡<sup>面</sup>。而為<sup>ニ</sup>長<sup>者</sup>。裴度則忍<sup>レ</sup>事<sup>陸</sup>遜。則忍<sup>レ</sup>辱<sup>趙</sup>襄子。范雎則忍<sup>レ</sup>詬<sup>詬</sup>。對<sup>レ</sup>敵<sup>能</sup>忍<sup>者</sup>勝<sup>一</sup>。慙<sup>不</sup>レ忍<sup>者</sup>終<sup>身</sup>慙<sup>不</sup>善<sup>加</sup>レ已<sup>直</sup>為<sup>レ</sup>受<sup>之</sup>張<sup>霸</sup>之忍<sup>也</sup>。終<sup>身</sup>讓<sup>路</sup>不<sup>レ</sup>枉<sup>三百</sup>步<sup>朱</sup>仁軌之忍<sup>也</sup>。忍<sup>ニ</sup>於<sup>怨</sup>若<sup>蘭</sup>相<sup>如</sup>寇<sup>恂</sup>。忍<sup>ニ</sup>於<sup>誣</sup>若<sup>直</sup>不<sup>疑</sup>卓<sup>茂</sup>劉<sup>寬</sup>。不<sup>レ</sup>耐<sup>煩</sup>者<sup>稽</sup>康。所<sup>以</sup>逢<sup>咎</sup>。耐<sup>辱</sup>者<sup>司</sup>空<sup>圖</sup>。所<sup>以</sup>避<sup>禍</sup>。司<sup>馬</sup>子<sup>長</sup>以<sup>隱</sup>忍<sup>成</sup>書<sup>謝</sup>安<sup>石</sup>以<sup>忍</sup>須<sup>與</sup>成<sup>名</sup>。自<sup>反</sup>而<sup>縮</sup>勇<sup>而</sup>忍<sup>也</sup>。不<sup>レ</sup>報<sup>無</sup>道<sup>強</sup>而<sup>忍</sup>也。忍<sup>レ</sup>誘<sup>以</sup>無<sup>弁</sup>。忍<sup>レ</sup>侮<sup>以</sup>自<sup>省</sup>。忍<sup>ニ</sup>笑<sup>於</sup>口<sup>忍</sup>愧<sup>于</sup>顏<sup>若</sup>言<sup>忍</sup>而<sup>受</sup>。交<sup>レ</sup>友<sup>忍</sup>而<sup>久</sup>。如<sup>三</sup>金<sup>忍</sup>三<sup>百</sup>鍊<sup>如</sup>三<sup>松</sup>栢<sup>忍</sup>三<sup>千</sup>霜<sup>雪</sup>。夫<sup>一</sup>忍<sup>可</sup>以<sup>支</sup>三<sup>百</sup>勇<sup>故</sup>肥<sup>家</sup>以<sup>忍</sup>順<sup>養</sup>生<sup>以</sup>忍<sup>默</sup>。忍<sup>過</sup>事<sup>堪</sup>喜<sup>忍</sup>事<sup>敵</sup>災<sup>星</sup>。古<sup>之</sup>人<sup>忍</sup>耻<sup>於</sup>三<sup>北</sup>。忍<sup>ニ</sup>慍<sup>於</sup>三<sup>已</sup>。忍<sup>ニ</sup>於<sup>佩</sup>韋<sup>忍</sup>於<sup>吸</sup>醴<sup>彼</sup>鄉<sup>原</sup>之<sup>合</sup>汗<sup>非</sup>忍<sup>也</sup>。長<sup>樂</sup>老<sup>之</sup>癡<sup>頑</sup>。非<sup>レ</sup>忍<sup>也</sup>。挾<sup>軸</sup>不<sup>能</sup>忍<sup>爭</sup>。拂<sup>衣</sup>不<sup>能</sup>忍<sup>怒</sup>。倒<sup>執</sup>手<sup>板</sup>不<sup>能</sup>忍<sup>懼</sup>。吁<sup>艱</sup>哉。忍<sup>者</sup>仁<sup>之</sup>端<sup>也</sup>。忍<sup>然</sup>後<sup>有</sup>三<sup>不</sup>忍<sup>心</sup>。其<sup>流</sup>於<sup>殘</sup>忍<sup>者</sup>。為<sup>レ</sup>佳<sup>兵</sup>。為<sup>レ</sup>峭<sup>法</sup>。為<sup>レ</sup>終<sup>訟</sup>。為<sup>レ</sup>鬪<sup>狼</sup>。一朝<sup>之</sup>忿<sup>忘</sup>身<sup>及</sup>親<sup>莫</sup>大<sup>之</sup>惡<sup>成</sup>於<sup>斯</sup>。須<sup>不</sup>忍<sup>可</sup>不<sup>レ</sup>戒<sup>敷</sup>。不<sup>レ</sup>忍<sup>小</sup>忿<sup>富</sup>辰<sup>諫</sup>周<sup>輕</sup>。不<sup>レ</sup>忍<sup>久</sup>司<sup>馬</sup>讓<sup>吳</sup>。故<sup>曰</sup>萬<sup>事</sup>之<sup>中</sup>忍<sup>字</sup>為<sup>レ</sup>上<sup>忍</sup>之<sup>一</sup>字<sup>衆</sup>妙<sup>之</sup>門<sup>忍</sup>之<sup>少</sup>時<sup>福</sup>祿<sup>無</sup>期<sup>又</sup>曰<sup>習</sup>忍<sup>可</sup>以<sup>至</sup>容<sup>知</sup>此<sup>者</sup>其<sup>張</sup>公<sup>芸</sup>乎<sup>書</sup>忍<sup>字</sup>至<sup>三</sup>百<sup>余</sup>焉<sup>家</sup>親<sup>而</sup>天<sup>下</sup>疎<sup>忍</sup>於<sup>外</sup>易<sup>忍</sup>於<sup>內</sup>難<sup>公</sup>芸<sup>処</sup>家<sup>之</sup>心<sup>推</sup>之<sup>治</sup>天<sup>下</sup>一<sup>裕</sup>如<sup>也</sup>。

以上より、ここに登載された人物や故事をあげると、

白圭（史記）、姜里（周文王）、陳蔡（孔子）、簞瓢（顔子）、緼袍（子路）

首陽（伯夷・叔齊）、盜泉（孔子）、映雪（晉孫康）、晉侯（晉文公）

臥薪嘗膽（越王勾踐）、子房（漢張良）、淮陰（韓信）、丙吉（漢丙吉）

師德（唐婁師德）、裴度（唐裴度）、陸遜（吳陸遜）、趙襄子（戰國趙襄子）

范雎（魏范雎・秦張祿）、張霸（後漢張霸）、朱仁軌（唐朱仁軌）

藺相如（戰國藺相如・廉頗）、寇恂（後漢寇恂）、直不疑（漢直不疑）

卓茂（後漢卓茂）、劉寬（後漢劉寬）、稽康（晉稽康）、司空圖（唐司空圖）

司馬子長（漢司馬遷、字子長）、謝安石（晉謝安）

などである。またここには、人物名が明記された者のみ掲げたが、その他故事・成語・文辭の拠ってきた箇所も多数存し、それぞれ関係ある人物を知る事ができる。これらは、史記、後漢書、論語、孔子家語をはじめ、その他叢書類にも登載されているが、中には、『蒙求』などによって、我が国でも広く知られた人物も多く存している。

そして『堪忍記』が採り上げた説話題材の中にも、

周文王、卓茂、劉寬、藺相如、淮陰

などが共通し、『堪忍記』もこれら典型的な中国堪忍説話の系譜線上にあることが確認できる。

さて、当『百忍図』文末に記された、忍の字百余を献呈した張公芸の故事は、別稿指摘のように了意伝書『聖徳太子伝暦備考』などにも記載されたが、第（一）節にあげた『十訓抄』小序文末の記載にも関係すると思われる。『十訓抄詳解』はこの故事を加注しているという（ただし、唐書による<sup>（注）</sup>）。この件に関して『堪忍弁義抄』はつぎのように記載している。

○次五張公芸。九世同居。書一忍字对天子 △張公芸は人の名ぞ。何の時の人やらしらぬぞ △九世同居とは。親おふ



ぢより。九代が間同屋敷に居住したと也。△書一 忍字対天子とは。同屋敷へ。九代まで居たる事が。天子へきこへて。—略—

ここにあるように『堪忍弁義抄』の作者（講義者というべきか）は、張公芸の時代や（唐時代）、高宗に献じたという具体的事実などを把握していない。これに対して了意伝書は明記しているため、『堪忍弁義抄』の作者はやはり了意と別人であると考えられる。

（ロ） 和刻本『考註百忍図』

この『百忍図』に関しては、別稿に記した如く、『考註百忍図』（外題）という和刻本が存した。別稿補追記載中野三敏氏所蔵本の書誌を記すと次のようである。

大本 一巻一冊 袋綴 たて 22.6 糎よこ 15.9 糎

薄茶色原表紙 紋様なし

原題簽 たて 17.3 糎よこ 3.0 糎 「考註百忍図」

内題 「考註百忍図題辭」（序）「考註百忍図畢」（尾）

「考註百忍図」／宋礼部侍郎 王忠麟著／明 光澤王 止菴 考註／肝江団練使王接武附録／日本金龍道人積

敬雄校訂」（本文）

匡郭 四周単辺たて 18.5 糎よこ 13.2 糎

丁数 全 21 丁（内 前序 3 丁、本文 16.5 丁、附録・刊記 1.5 丁）

序 「巳丑秋七月／金龍道人積敬雄謹撰／洛陽隱士岸公実書」

刊記 「明和六歳丑九月／皇都書肆 梅井 藤兵衛梓」

本書は『百忍図』本文に注解を加えたものであり、前記本文と4文字程相違するのみで、他はすべて一致する。明和六年とかなり年代は下るが、我が国で『百忍図』本文が和刻された事実は本書の受用を示しているよう。

近世初期の和刻については確認できないが、この『考註百忍図』は、本文内題に記されたように、『明光澤王 止菴考註』本が存したようである。金龍道人校訂本が「原註」（『考註百忍図』七丁ウラ）と呼んでいるそれであつたらうか。現在この『止菴考註』本については未見であるが、明代とある点より、あるいは原本自体は江戸時代早期に我が国にもたらされた可能性もある。今の所は、金龍道人校訂本によりその様相を窺うのみである。

さて、金龍道人校訂『考註百忍図』序文には、もう一つの中国堪忍説話集についての記載がある。次にその該当部分を引用してみる。

頃読、元許名奎所著百忍箴、明僧覺激考注、發揮忍義、無余蘊矣、雖然簡冊洪博、不便流衍、乃於其中錄出、宋王伯厚百忍図、既明光澤王考注、校以授書肆鐫行於世、且寄語學者置諸左右、朝夕講習、豈翹保身保家哉、——略——

（序二丁目）

傍線部が元の許名奎著、明僧覺激考註の書『勸忍百箴考註』を指している。本書に関しては、筆者も以前より注目していたのであるが、一読したところ内容的に『堪忍記』との直接的関係を見出せなかつたので別稿でも触れなかつた。だが、当序文に記載されているという新しい事実は、本書が近世前期に於いて読了された事を示すものであり、△堪忍▽説話集書物の一連のものとして流布していた事を推量させるものである。前述『女郎花物語』記載傍線部「百忍の箴」もあるいは、本書の原典となつた当『堪忍百箴』を踏まえるのではなかつたらうか。そのように考えると、本書も『堪忍記』周辺に位置する、中国堪忍説話集の有力な一書としてとらえるべきであると思われる。また、さらに進んで「堪忍記」自体にも影響を及ぼした可能性はなかつたであらうか。それらについて以下節を改め述べる事にする。

(3) 『勸忍百箴考註』について

(イ) 書誌・成立

本書は、内閣文庫、静嘉堂文庫、宮内庁書陵部（未見）等に所蔵されている。また、四明叢書第六集に本文が収載されている。内閣文庫蔵本は版面の刷りの状態が悪く、序文も完備していない。ここでは静嘉堂文庫蔵本により書誌を簡略に記して置く。

大本 四卷八冊（各卷二冊） 袋綴 たて $26.6$  糎よこ $16.8$  糎

黄色地原表紙 題簽 墨筆 「堪忍百箴考註」

内題 「堪忍百箴考註卷第一／四明梓碧山人許名奎 著／上竺前堂芳林积覚激考註」

柱 白口上魚尾 「百忍箴」

匡郭 四周双辺たて $19.8$  糎よこ $12.8$  糎 縦の野線入り

丁数 1冊65丁（内序9丁）、2冊50丁、3冊52丁、4冊53丁

序 ①至正甲辰 金岬一 ②至大三年 許名奎 ③覚激（末部破損―後述）

旧蔵 「諛聞齋主人記」印他

本書の成立をその序文に窺うと、

序文②が『勸忍百箴』著者の序文である。「予読唐史、見高宗幸張公芸家、問其九世不分之状、書忍字百余、以対於是」の前記張公芸の故事から始まり、『百忍図』の本文を踏まえた文章が記され、後部に「因作勸忍百箴、願與天下其之每箴、皆事為之、句入経出史、各有考拠」とある。年記は「至大三年良月吉旦四明梓碧山人許名奎叙」である。

序文①は、『勸忍百箴』成立に際して序文を送った者、あるいは、刊行者か。「〜與山心許先生、抱卓見之方、以特立於世、感張公芸百忍之対逐条、其事以百、其箴勸于世許君以百忍示於人、人能体而行之、雖百事之外、皆推而忍之、苟未能究乎」とある。年記は「至正甲辰嘉平旦日 金岬一愚蔣脩敬書」。

序文③は、『勸忍百箴』に校注を加えた者、即ち本書の作者覚激の序文。「〜至於四明、名奎許先生、博通經史淹貫、古今以百忍字、每字立義、類從、編為百篇、名曰勸忍百箴、書肆未行、聞見者鮮、覺激、於晚年得写本」とあり、覺激は、刊本ではなく写本に依った事を記す。しかも、「書肆未行」とある点より、このころ刊本は存しなかったかと推測される。そして、覺激が校注を加えた時期は、「欠於注釈、覽者莫知其詳、予故有志於考釈、而学識淺陋、因循歲月不能、卒成至正統甲子歲」とある。以下、静嘉堂文庫蔵本は序文末尾が破損しており、序年時を確かめられない。その部分を内閣文庫蔵本で補うと、「大明正統十四年歲在己巳十一月二十五日／上天竺前堂芳林釈氏覺激序」とある。

以上より本書の成立過程を整理すると、

至大三年      △元・一三一〇▽ 許名奎著 『勸忍百箴』 成立。

至正甲辰（二十四）年△元・一三六四▽ 金岬一 『勸忍百箴』に序文を送る。

正統甲子（九）年      △明・一四四四▽ 覺激 『勸忍百箴』の写本を得、考註を加え、『勸忍百箴考註』の成稿成る。

正統十四年      △明・一四四九▽ 覺激著 『勸忍百箴考註』 成立。

となる。明代初期成立（刊行）したものであり、当時我が国では後花園天皇代、足利義成（義政）が將軍となった頃である。

さらに、当本には万曆版が存したようだ。四明叢書本、民国二十九年張壽鏞序文には次のようにある。

四明梓碧山人許名奎著勸忍百箴四卷、考註者上竺前堂芳林釈覺激、不知何時人、其書刻於万曆甲申春、余得所為司禮監本、楊升庵丹鉛雜錄著之、顧誤名奎為奎郵、芸文志既誤列許氏為朱明時人、又譌勸忍為勤忍由於未見原書也（第六集）

張壽鏞が手にした本には覚激の序文が付されていなかったのであろうか、何時の人か知らぬとある。詳しいいきさつは不明だが、とりあえず万曆甲申春印刷されたようである。

万曆甲申（十二）年八月・一五八四▽ 『勸忍百箴考註』刊行

このことは、江戸時代初期、多量の明代万曆版中国書籍が、当時最先端の書物としていち早く我が国へ舶載されたのを考え併すと、本書万曆版もその一書として舶載され、『堪忍記』成立時期、時を同じくして我が国に存していた可能性も充分考えられる。現存諸本が、万曆版と考えると、まことに好都合なのであるが、今の所断定は控えておく。もし、『堪忍記』が、これら万曆版に触発されたと仮定すると、当時にあつてはまさに時代の先端を行く画期的作品だったのではなからうか。『堪忍記』が後の西鶴作品にまで利用され、版を重ねて行った流布の理由は、他にさまざまな理由が考えられるが、このような時代的タイムリー性も一つの要因にあげられよう。それにはもう少し『堪忍記』と『堪忍百箴考註』との接点を探らねばならない。次節ではその点について若干の私見を述べる。

(ロ) 『堪忍記』との関連

『堪忍記』の作品的特質は、堪忍の種類を性質や職業によって分類し、それぞれに和・漢の説話を掲出・例示して、啓蒙的に論じた点にある。その目録（該当部分のみ）を示すと以下のようなようである。

卷一 瞋恚をととむる堪忍 第四 怒をとどめて忍をおこなふ 第五

貧欲をととむる堪忍 第六 色欲をとどむべき堪忍 第七

卷二 財欲の堪忍 第八 主君の堪忍 第九

主君につかうまつる堪忍 第十 傍輩中の堪忍 第十一

卷三 子を生立る堪忍 第十二 父母につかうる堪忍 第十三

卷四 職人の堪忍 第十四 商人の堪忍 第十五

医師の堪忍 第十六

卷五 法師の堪忍 第十七 友だち交はりの堪忍 第十八

大義を思ひたつ堪忍 第十九

卷六 姑につかふる堪忍 第廿一

卷七 憐姫のおもひある堪忍 第廿二 継子をそだつる堪忍 第廿三

卷八 孀になりたる堪忍 第廿四 陰徳をおこなふべき堪忍 第廿五

これらは、酒・色・財の人間の基本的欲望の堪忍を中心にしつつ、主君と臣下は武士社会（封建社会）に対応するものであり、商人の堪忍は、当時興隆しつつあった貨幣経済の進展に伴う本格的商業活動を前提とするものであった。また、医師の堪忍も当時中国からの新医学の到来による専門的医師の登場を見据えたものであり、卷六以後の女鑑篇は、当時盛んであった女訓物に繋がっている。さき程述べた時代的タイムリー性とは、内容的には一方でこのような当時の各階層を対象とした、その時代的要請に応えるものでもあった。

この観点は、既に『堪忍弁義抄』にも萌している。

学問をする人ならば。十歳ばかりより。十年二十年。艱難辛苦を。堪忍して又人の臣下としては。苦勞をかんにし  
て又町奉公のわかき人なれば金銀の遺度事を堪忍して又人の子としては。孝行の道に力を尽し其外諸芸諸職を学  
ぶ人も。十年十五年。辛苦を堪忍して。しむつとめい。

しかし、これは堪忍を成功への手段として述べた総体論であり、『堪忍記』のような明確な分類意識迄には至っていない。

ここに、『勸忍百箴考註』は、△忍▽を一〇〇種類に分類し、それぞれに教話ずつの例話を掲出したものである。まさし

く『堪忍記』の基本的構想に一致するものであった。次にやや煩雑ながら本書の全体像の紹介も兼ねて、その目録を記して置く。

巻第一

- 言之忍第一
- 食之忍第六
- 富之忍第十一
- 安之忍第十六
- 義之忍第二十一
- 氣之忍第二
- 楽之忍第七
- 賤之忍第十二
- 危之忍第十七
- 礼之忍第二十二
- 色之忍第三
- 権之忍第八
- 貴之忍第十三
- 忠之忍第十八
- 智之忍第二十三
- 酒之忍第四
- 勢之忍第九
- 寵之忍第十四
- 孝之忍第十九
- 信之忍第二十四
- 声之忍第五
- 貧之忍第十
- 辱之忍第十五
- 仁之忍第二十
- 喜之忍第二十五

巻第二

- 怒之忍第二十六
- 誉之忍第三十一
- 忤之忍第三十六
- 懼之忍第四十一
- 儉之忍第四十六
- 疾之忍第二十七
- 諂之忍第三十二
- 讐之忍第三十七
- 好之忍第四十二
- 貪之忍第四十七
- 変之忍第二十八
- 笑之忍第三十三
- 争之忍第三十八
- 惡之忍第四十三
- 蹊之忍第四十八
- 侮之忍第二十九
- 妬之忍第三十四
- 欺之忍第三十九
- 勞之忍第四十四
- 虐之忍第四十九
- 誘之忍第三十
- 忽之忍第三十五
- 淫之忍第四十
- 苦之忍第四十五
- 驕之忍第五十

巻第三

- 矜之忍第五十一
- 死之忍第五十六
- 與之忍第六十一
- 頑 忍第六十六
- 侈之忍第五十二
- 生之忍第五十七
- 乞之忍第六十二
- 不平忍第六十七
- 勇之忍第五十三
- 滿之忍第五十八
- 求之忍第六十三
- 不滿忍第六十八
- 直之忍第五十四
- 快之忍第五十九
- 失之忍第六十四
- 聽讒忍第六十九
- 急之忍第五十五
- 取之忍第六十
- 利害忍第六十五
- 無益忍第七十

苛察忍第七十一 屠殺忍第七十二 禍福忍第七十三 苟祿忍第七十四 躁進忍第七十五  
 卷第四

特立忍第七十六 勇退忍第七十七 挫折忍第七十八 不遇忍第七十九 才技忍第八十

小節忍第八十一 隨時忍第八十二 背義忍第八十三 事君忍第八十四 事師忍第八十五

同寅忍第八十六 為士忍第八十七 為農忍第八十八 為工忍第八十九 為商忍第九十

父子忍第九十一 兄弟忍第九十二 夫婦忍第九十三 賓主忍第九十四 奴婢忍第九十五

交友忍第九十六 年少忍第九十七 將帥忍第九十八 宰相忍第九十九 好學忍第一百

以上、極めて詳細な分類基準で「堪忍」の在りようが種類分けされている。その中で一般的なものとしての、色之忍第三、酒之忍第四、辱之忍第十五、怒之忍第二十六、疾之忍第二十七、貪之忍第四十七などや、人間関係の面としての、忠之忍第十八、孝之忍第十九、事君忍第八十四、事師忍第八十五、同寅忍第八十六、交友忍第九十六など、そして特殊なものとしての、為工忍第八十九、為商忍第九十など全て本書に見られ、さきに揚げた『堪忍記』の分類を殆ど包摂している。また些細なことながら、通常は「第〳〵 章題」となるところを、『堪忍記』は「章題 第〳〵」という形式を採っており、これも本書を契機にしたと考えると納得がゆくのである。これらより『堪忍記』における「堪忍」の種類分けの構想は、本書を先例とし、その体裁に倣ったものと看做し得よう。

では、両者は内容的にどのような関連があるだろうか。さきほど述べたように「勸忍百箴考註」には全体で数百話に近い故事・説話が登載されている。その内『堪忍記』と共通するものは管見のところ次の十余話に過ぎない。

言之忍第一……………子張〔『堪忍記』二の一〕〔明心宝鑑〕

辱之忍第十五……………韓信（同 十九の四）〔堪忍弁義抄〕

孝之忍第十九……………伊伯奇（同 二十三の四）



孟子言（同） 十三の二）

信之忍第二十四…范巨卿（同） 十八の二）

謗之忍第三十…馬援（同） 十一の六）

讐之忍第三十七…藺相如（同） 十一の三）〔她吉録〕

取之忍第六十…東漢楊震（同） 八の二）〔她吉録〕

事君忍第八十四…唐魏徵（同） 十の一）〔她吉録〕

同寅忍第八十六…事君如（同） 十の序）

父子忍第九十一…伊吉甫（同） 二十三の四）

奴婢忍第九十五…晋陶潛（同） 九の三）

交友忍第九十六…東漢范式（同） 十八の二）〔前出 范巨卿と同話〕

数百話中、十余話とはあまりにも少なく、また、下に記したように既に明心宝鑑や勘忍弁義抄、她吉録などに拠つたものを差し引くと数話に過ぎない。従つて、了意は『堪忍記』著述に当り、説話収集の面で本書を粉本にした事は認め難いと思われる。

ただ、本文系列では、本書は古い本文系をも有し、『堪忍記』と一致する言句が見えている箇所もある。信之忍第二十四「范巨卿」説話は、『蒙求』にも登載される有名な説話である。『勸忍百箴考註』本文は次のようである。

東漢范式字巨卿、山陽金郷人、少遊大学、與汝南張劭字元伯者友善、二人並告婦、式曰、後二年當還過拜尊親、乃其刻約、至期、九月十五日、劭白母殺鶏炊黍候之、母曰、二年之別、千里結言、何相信之審也、劭曰巨卿信士、必不失期至、期果至、升堂拜飲、尽歡而別、式先為功曹、後遷荊州刺史、見范式伝

傍線部に關し、別稿でも述べたが、『蒙求』徐注本系、『事文類聚』には、「設饌」としかない（『堪忍記』は「鶏をころ

して食をこしらへて」とあり、古注本系『蒙求』本文も同様に「殺鶏炊黎」とある。この一話では何ともし難いが、とりあえずこのような面が残されていることを付け加えておこう。

結論として、『堪忍記』と『勸忍百箴考註』との間には、説話の面では直接的影響関係は薄いと推察される。だが、『堪忍百箴考註』は近世初期に渡来していた可能性があり、『堪忍記』の全体的構想に影響を及ぼしたのではないかと考えられる。

### おわりに

『百忍図』を経て『考註百忍図』『勸忍百箴』『勸忍百箴考註』に至った。『堪忍百箴考註』も、『百忍図』などを基に成立したものであり、これらは中国堪忍説話の一系列を形作っている。と同時に、我が国にもたらされた、その節目節目に於いて日本文学にも何らかの影響を与えたであろう。本稿では『十訓抄』『女郎花物語』などのみを掲げたが、さらなる調査の要を感じる。また、我が国説話文学の中における△堪忍▽説話の存在も改めて検討しなければならないだろう。

一体に△堪忍▽というテーマによる説話のジャンル分けを、たとえば類書の項目に代表させると、古くから、我が国に渡来し、辞書としてなどさまざまに利用された『太平御覧』<sup>(注9)</sup>には無い。了意も利用した『太平広記』、『天中記』にも無い。他の部立の中に吸収されているものと思われる。ただ、『事文類聚』卷十六△性行部▽には「徳量」の項目に「堅忍」の項目があり、数話が『堪忍記』と共通する。この事は『堪忍記』が『事文類聚』を多く利用したであろうという推定とはからずも符合する。

△堪忍▽という語句自体は、別稿和田氏論文が示すように仏教的性質を根幹とするものであった。『法苑珠林』卷九十九、六度篇八十五之三は「忍辱部」であり、「勸忍」の項を立てている。しかしやがてそれは、今まで述べたように、近

世期に至ると、仏教的精神に限ることなく、儒教的要素を取入れつつ、武士階級はもとより、市井の商人や職人の処世の心持ちとしても一般化されて行くのである。仏・儒とりまぜ、全ての階層の人々を対象にする啓蒙化こそ仮名草子作家の一つの方法であった。

『堪忍記』は、この中国堪忍説話群に触発されつつ、在来の我が国説話をも織混ぜ、彼にとつてのデビュー作を完成させた。そして、かなりの成功を収めた。無論、その最大の要因は、彼が選んだ説話群の斬新な面白さにあったが、それは、突然出現したのではなく、和・漢に散在していた堪忍説話の選択・収集のもとに成り立っているのである。彼が最も多く利用した明代善書『廸吉録』の大集章題にも「忍辱施濟之報」とあり、△忍辱▽説話としてのジャンル分けの意識が既に定着している。これらは彼が『堪忍記』著述に当り、かなり明確な意図で△堪忍▽のテーマに挑んだ事を示唆している。

さらに進んで彼にとつての、あるいはまた当時の時代が要求した△堪忍▽の本質については稿を改めねばならない。本稿では、『堪忍記』成立の背景を、和・漢堪忍説話集の存在に照して考察してみた。

注)

- 1 「浅井了意の文事―『堪忍記』を中心に―」（長谷川強氏編『近世の俯瞰』（仮称）収載・平成9年5月刊行予定）。
- 2 引用本文とも、河村全三氏注釈『十訓抄全注釈』（享保六年版底本）による。
- 3 写本『女郎花物語』を中心とした『十訓抄』との関係については、既に渡辺守邦氏に指摘（『『女郎花物語』考』『仮名草子の基底』所収）がある。
- 4 氏の考えは近く発表予定であるので、ここでは詳しく触れない。御教示に深謝申し上げます。
- 5 別稿記載論文。
- 6 『玉海』収載原文、5行目客↓答、19行目土↓土。
- 7 同注2。
- 8 『玉海』収載原文、9行目能↓志、12行目質↓賛、15行目物皆↓物各、42行目忘身↓亡身。
- 9 大庭脩・王勇氏編『典籍』（『日中文化交流史叢書』・〔9〕）第1章。